資料1

令和3年度上期 長野支部事業進捗状況

### (1-1)基盤的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応
1	○サービス水準の向上 ・現金給付(療養費、高額療養費を除く)の申請受付から 支給までの標準期間である10日間(サービススタンダード)を遵守する。 ・各種説明会・広報を活用し、届書の郵送促進、「届書・申 請書作成支援サービス」の利用促進を図る。 ・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果や お客様の声の分析を行い、問題点改善に向けた対応を検 討し実施する。 ・研修又はOJTにより職員のお客様に対する対応スキル を高め、質の高いサービス提供に努める。 ・サービススタンダード 100% ・申請書郵送化率 96.8%以上	・処理遅延や漏れが発生しないよう逐次進捗 状況を把握し、サービススタンダード100%を 達成した。 ・当日の受付状況や職員の状況により個別に 担当業務を指示するなど柔軟に対応できる体 制を構築するよう努めた。 ・社会保険ながの8月号及び9月の社会保険 事務説明会においてに届書作成支援サービス について広報、説明を行った。 郵送率:96.4%(上期累計) ・2年度お客様満足度調査結果を踏まえ、電話 応対のポイントをまとめ、朝礼時の唱和をを見 直し実施した。	・左記の取り組みを引き続き継続する。 ・状況に応じ体制を柔軟に変えられるよう、進捗状況の把握・管理の徹底を継続する。 また、日頃から様々な業務に携わることで 多能化が進むようマネジメントする。 ・広報誌や各種事務説明会にて引き続き 「届書・申請書作成支援サービス」について説明・広報を行う。 ・毎朝の唱和「電話応対のポイント」を確実に励行し、質の高いサービス提供に努める。・2年度お客様満足度調査結果を踏まえ、必要な研修等を実施する。
2	○限度額適用認定証の利用促進 ・引き続き、各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。 ・医療機関及び市町村窓口への申請書の配置を継続する。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度(オンライン資格確認)について、積極的に周知を図る。	・協会けんぽニュース5月号及び9月の社会保険事務説明会において限度額適用認定証の利用促進に向けた広報、説明を行った。 ・限度額適用認定証を利用していない高額療養費TA対象者に対し、高額療養費TA申請書送付時にリーフレットを同封した。 ・8月診療分時点での使用割合:79.8%	・利用促進に向けた医療機関への働きかけ 引き続き継続する。 ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、 利用促進に向けた広報等を継続する。
3	○現金給付の適正化の推進 ・高額報酬(標準報酬月額830千円以上)、資格取得直後(資格取得日から90日以内)を中心に不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化会議を毎月開催し事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータに基づき遅滞なく確実に実施する。	・該当案件は審査段階から「重要度:高」として 審査を行い、確認者・決裁者においても重点 的に確認を行った。 ・立ち入り検査を要する事案は発生しなかった が、保険給付適正化会議を毎月開催し情報の 共有を図った。 ・審査段階から年金証書などの添付書類を確 認するなどし、調整を行った。また、年金機構 から提供されるデータについては1か月以内に 着手し全件3か月以内に確認、必要に応じ更 正決定処理を完了させた。	・左記の取り組みを引き続き継続する。 ・不正の疑いのある事案があれば、保険給付適正化会議の結果に基づき、協会単独または年金機構との合同検査を実施する。 ・本部より提供される「資格喪失後に傷病手当金を継続して受給している案件」について、提供され次第速やかに調査を実施する。

### (1-2)基盤的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応
4	○効果的なレセプト点検の推進 (内容点検) ・レセプト内容点検効果向上計画を策定し、点検の質を 向上させるとともに効率的なレセプト点検を実施する。 ・点検員毎のそれぞれの結果に応じた具体的点検方針 等を指示し、PDCAを回すことによりスキル向上を図る。 ・他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。 ・支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。 1件当たり査定金額 3,137円以上 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検 の査定率 0.304%以上	(内容点検) ・支払基金との定例打ち合わせの実施および面談により点検員の査定傾向の把握を行い、情報共有化を行った。 ・1件当たり査定金額4,022円(8月末) ・査定効果額56,688,050円(9月末) ・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率0.311%(8月末)	(内容点検) ・自動点検マスタメンテナンスの実施及び汎用任意抽出の効率的な活用によりシステム点検の拡大を図る。 ・点検員間の情報共有の強化および他支部の査定事例の情報共有を行うことにより高額査定を目指した内容点検の実施を行う。・外部講師による効果的な研修を実施し再審査申し出の精度の向上を図る。・支払基金との打ち合わせの場を活用し情報共有を図り、効果的な点検を行う。
	(外傷点検) ・外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。 ・負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間 経過後に初回催告を実施し、少なくとも6か月おきに再 催告を行い、未回答者の減少に努める。	(外傷点検) ・計画通りに実施 ・負傷原因照会件数を上3,365件実施した。 その後、1か月ごとに回答促進に努めた。	(外傷点検) ・進捗管理を徹底し、未回答者への催告、再 催告を確実に実施する。 ・損害保険会社と早期交渉を行い早期に回 収を行う。

### (1-3)基盤的保険者機能関係

	舌占車業	丰悴化冶	理題と下期が広
5	重点事業  ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。・部位ころがし(負傷部位を意図的に変更し長期に施術)等過剰に施術を受けていると思われる加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。・多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。・3部位15日以上の申請割合 0.92%以下	実施状況 ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月10日以上の申請)について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施した。(1,139件)・本部より提供されるデータを活用して直近12ヵ月の受診において初診日が7日以上ある患者に対し、6月、適正受診を啓発する文書を送付した。(対象期間:R2.3~R3.2):649件・分析結果のほか留意事項や連絡事項をとりまとめ審査会時に情報提供を行った。(187件)・3部位15日以上の申請割合R2.8月時点1.01%/R3.8月時点0.90%	課題と下期対応 ・左記の取り組みを引き続き継続するほかに、 柔道整復療養費審査委員会にて不正な請求 が疑われる施術者に対し、面接確認の実施を 検討。
6	○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進 ・審査事務手順書に基づいた審査手順の標準化を推進する。 ・不正の疑いのある施術者について厚生局に情報提供し、その後の状況を追跡する。	・現在のところ不正が疑われる施術者はおらず、厚生局あて情報提供はしていないが、医師の再同意書の確認など重点的に審査を行っている。	・左記の取り組みを引き続き継続する。
7	○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、 債権管理回収業務の推進 (保険証回収強化) ・資格喪失届への保険証未添付者に対し、日本年金機構の喪失処理3営業日後に保険証の返納催告文書を送付し、その後7営業日以内に2回目、さらにその後7営業日以内に3回目の催告文書を送付する。 ・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、受付から7営業日以内に電話催告を実施する。 ・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または訪問により保険証回収の啓発を行う。 ・資格喪失後1か月以内の保険証回収の 94.98%以上	(保険証回収強化) ・一次、二次、三次催告を予定通り実施した。 ・保険証回収届による電話催告 214件(9月末) ・保険証回収率 90.51%(8月末) ※令和3年2月の日本年金機構のシステム変 更により回収実績は前年度より大幅に低下している。(全国的に同傾向)	(保険証回収強化) ・日本年金機構と連携協力し、保険証の返納 催告及び広報を実施し、回収率を高める。 ・未返納者への催告を最大3回行うことにより 確実に回収を図る。 ・保険証未添付が多い事業所に対し、文書、電 話または訪問勧奨を行い、喪失後受診の発生 防止を図る。

## (1-4)基盤的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応	
	(債権管理回収業務の推進) ・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。特に10万円(過年度50万円)を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有し、対応方法を検討する。 ・10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、直接債務者に保険者間調整について説明し同制度利用により確実に回収する。 ・回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。・なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。・返納金債権(喪失後受診)回収率 51.02%・現年度債権回収率 56.49%・過年度債権回収率 29.86%	(債権回収業務の推進) ・スケジュール通りに実施した。 ・保険者間調整件数 157件(9月末) ・弁護士催告件数 90件(9月末) ・法的手続き 18件(9月末) ・返納金債権(喪失後受診) 36.67%(8月末) ・現年度債権回収率 52.98(8月末) ・過年度債権回収率 13.58%(8月末)	(債権回収強化) ・保険者間調整制度の利用促進を行う。特に国民健康保険の資格が確認された債務者については確実に実施をする。 ・弁護士名および配達証明による催告を実施し効果的かつ効率的な回収を図る。 ・50万円以上の高額債務者については法的手続きを全件実施し、確実な回収を図る。	
8	○被扶養者資格の再確認の徹底 ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・被扶養者資格の再確認の必要性を周知し、就職などによる被扶養者資格削除事由発生後早期の届出を促すための広報を実施する。 ・未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を日本年金機構と連携して行い確実に送付・回収する。	・昨年度より約3週間遅れのスケジュールで 実施する予定(10月下旬からリストを送付→ 提出期限12/20)。 ・今年度は、マイナンバー情報連携等により、 対象者が別居や海外在住であること等を特 定したうえで確認を行う予定。 ・8月に社会保険労務士あて協力依頼文書を 送付した。また、協会けんぽニュース9月号に より広報を行った。	・2月、未提出事業所に催告文書を送付、電話催告を実施する。 ・所在不明により未送達となった事業所の所在確認を年金機構と連携し調査する。	
9	○オンライン資格確認の円滑な実施 ・オンライン資格確認の周知と円滑な実施に向けた広報 活動等を行う。	・加入事業所向け広報紙「協会けんぽ News」(毎月)やメールマガジンにより広報 を行った。	・制度の本格開始となるが、医療機関等の 導入割合が増えておらず引き続き保険証や 限度額認定証の携帯も行っていただくこと を周知する。	
10	<ul> <li>○業務改革の推進に向けた取組</li> <li>・現金給付等の業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。</li> <li>・職員の多能化と管理者のきめ細かい指示・采配により、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を定着化させ、さらなる生産性の向上を図る。</li> </ul>	・「標準化」「簡素化」「効率化」を図るべく、職員の能力に応じた育成計画を策定し、これを実施することで職員一人一人のスキルアップに努めた。また、3つのユニットを四半期ごとローテーションさせることで職員の多能化を図った。 ・毎月グループミーティング(学習会)を開催、また、職員との個別面談を実施しスキルアップを促した。	・左記の取り組みを引き続き継続する。 ・1件当たりの「標準処理時間」を職員に提示し、これを目標とすることで職員一人一人の処理能力向上を図る。	

## (2-1)戦略的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応			
0	第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施					
i)	特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上					
1	<ul><li>○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:273,732人)</li><li>・生活習慣病予防健診 受診率 58.4%以上 (受診見込者数:159,860人)</li><li>・事業者健診データ 取得率 15.5%以上 (取得見込者数:42,497人)</li></ul>	<ul><li>[生活習慣病予防健診](9月末見込み)</li><li>・29.05%(前年差2.68% 進捗率49.8%)</li><li>[事業者健診データ](9月末見込み)</li><li>・1.89%(前年差0.18% 進捗率12.2%)</li></ul>	<ul><li>[生活習慣病予防健診]</li><li>・29.35%</li><li>[事業者健診データ]</li><li>・13.61%</li></ul>			
2	○被扶養者(受診対象者数:77,029人) ·特定健康診査 受診率 33.2%以上 (受診見込者数:25,574人)	[特定健診](9月末見込み) ·10.15%(前年差3.95% 進捗率30.6%)	[特定健診] ·23.05%			
3	○健診の受診勧奨対策 (被保険者) ・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適 用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対 象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、健診受診を 勧める。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和2年 度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データ からのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病 予防健診利用電話勧奨の各業務の実施。 ・事業所検索(抽出)等機能、支部別スコアリングレポートを 活用し、ターゲットを絞った受診勧奨を行う。特に、生活習慣 病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二 次医療圏および業種を洗い出し、優先的に受診勧奨する。 ・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者 健診データ提供勧奨事業を継続する。 ・事業者健診を実施している医療機関に対し、データ提供に 関する同意書取得勧奨業務を委託する。加えて、データ提 供件数向上のため、より魅力的なインセンティブを設定する。 ・事業主、加入者が協会の健診(生活習慣病予防健診)を利 用したくなる広報の実施。 ・上記各施策推進のための幹部職員との事業所訪問の実施。	・R3.1からR3.6までの新規適用事業所766社へ健診案内送付。対象者10名上の事業所5社には電話勧奨実施。5社とも健診利用もしくは同意書提出済み。・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨502社(年間で2,100社予定)②R2年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨115社③新規適用事業所に対する健診利用勧奨177社実施・同意書の取得がされているが、取得率が低い事業所に対して再調査実施。・本部提供の「健診・保健指導カルテ」の分析、二次医療圏ごとの受診率の分析実施。受診率が低い地域における検診車健診実施に向けて、検診車をもつ健診機関の実態調査を実施。・労働局、運輸支局と連名で外部委託による事業者健診データ取得勧奨を実施中。・58機関と委託契約締結。そのうち、取得数の多い7健診機関とインセンティブ契約締結。・次年度の広報物作成のため、協会けんぽ他支部、市町村の情報収集。次年度の訴求力の高い広報物作成のための方針を決めた。	・新規適用事業所への受診案内の送付と電話勧奨を継続。 ・外部委託によるデータ取得の継続と支部による進捗管理、効果検証。 ・検診車をもつ健診機関の実態調査まとめ。 未受診者対策として、上田市において国保 と連携し検診車健診を実施。加えて、松本、 長野においても検診車健診もしくは、健診 機関の空き状況を知らせる案内通知を発 送。 ・インセンティブを活用したデータ取得と委 託先の進捗管理を着実に実施する。 ・受診率の低い大規模事業所に対して幹 部職員訪問実施。(上期は、新型コロナウイ ルス感染症の流行により実施見合わせ)			

### (2-2)戦略的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応		
4	(被扶養者) ・年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・市町村(国保)と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。また、市町村に対し集団健診で協会加入者も受診できる旨を案内していただくよう依頼する。 ・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和2年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。 ・慢性疾患等で医療機関へ定期受診をしているため、健診未受診者となっている対象者への受診勧奨を実施する。	・新規扶養認定者対して個別に受診案内を 6,491名に送付。 ・市町村集団健診の受診案内を58市町村 23,216名に送付。 ・下期実施の独自集団健診について、R2年 度の評価およびR3年度の実施計画立案、業 者選定、実施機関決定。決定後、打合せの実 施。 ・慢性疾患で定期受診かつ特定健診経年未 受診者を抽出。10月上旬、受診勧奨実施。	・新規扶養認定者に対する受診案内の送付を継続する。(12月まで) ・市町村集団健診の案内送付。(10月まで) ・下期最大の受診機会としては、「独自集団健診」となるため、再勧奨を含めた着実な健診案内と委託先のフォローを合わせて受診者数を確保する。・10月、2月勧奨実施。初めての試みのため、効果検証をしっかり行う。(年度末まで受診機会があるため、効果検証は次年度に行う)		
ii) <sup>į</sup>	特定保健指導の実施率及び質の向上				
1	○被保険者(特定保健指導対象者数:37,436人) ·特定保健指導 実施率 29.4%以上 (実施見込者数:10,992人)	[被保険者](9月末見込み) ・11.08%(前年差2.88% 進捗率 37.8%)	[被保険者] ·18.32%		
	○被扶養者(特定保健指導対象者数:2,020人) ・特定保健指導 実施率 22.3%以上 (実施見込者数:450人)	[被扶養者](9月末見込み) ・16.48%(前年差10.68% 進捗率 74.0%)	[被扶養者] · 5.82%		

### (2-3)戦略的保険者機能関係

(その他)

・保健指導者の指導力向上のため、隔月の保健指導者

研修会及び禁煙対策等の各種会議を計画し実施する。

### 実施状況 重点事業 課題と下期対応 ○特定保健指導実施率向上策 (被保険者) (被保険者) ・他支部適用事業所加入者で長野県内受診 ・継続的支援の特定保健指導専門業者委託に伴 (被保険者) 者および長野支部加入者で県外受診者に対 い、今まで以上に対象者がいる事業所へ確実に案 ・特保の初回面談者数向上のため、特保利用案内文発 して、積極的に特定保健指導案内文を発送し 内通知を送付し、初回面談の拡大を図る必要があ 送の対象事業所を拡大する。 る。上期は3,326件送付し、過去数年と比較して ・特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指 ・特定保健指導専門業者への委託 2,802 も1.000件以上増えているので、継続する。 導委託健診機関数を拡大する。 件(9月末)。特定保健指導委託健診機関、 ・特定保健指導専門業者への委託継続。定期的に 特定保健指導委託健診機関の特定保健指導実施率向 今年度中に2機関追加予定。 情報交換会を行い連携する。R2年度実施状況の 上に向け、年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の ・9月 特定保健指導委託機関会議をリモー 効果分析を行い、R4年度委託契約に活用する。 情報交換会(研修会含む)を行う。 ・特定保健指導委託健診機関においての進捗管理 ト開催。当日初回面談の実施数を増やすため ・産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委 の方策について情報共有した。 の実施。実施率の低い委託機関への訪問。 託を拡大する。 ・産業保健師等在籍の2社と新規委託契約締 また、禁煙対策の連携および、情報交換の実施。 ・勤務形態等の理由により訪問面談が困難である事業所 結。1社、契約の可否について回答待ち。 ・特定保健指導受入困難事業所対策として、労働 の、健診当日の特定保健指導分割実施について、支部 局・運輸支局連名文書による受け入れ依頼の実施。 ・検診車をもつ健診機関に対して、健診当日 保健師を派遣しての実施も含めて健診機関に働きかけ の分割実施について実態調査実施。 ・チャレンジ宣言事業所かつ特定保健指導の対象 る。 ・チャレンジ宣言事業所かつ特定保健指導の 者が多いものの実施件数が低い事業所へ、幹部に ・企画Gと協働し、健康づくりチャレンジ宣言事業所のう 対象者が多いものの実施件数が低い事業所 よる事業所訪問実施。 ち、実施率の低い事業所への個別アプローチを実施する。 へ、幹部による事業所訪問6社実施。 ・チャレンジ官言で禁煙を掲げている事業所に対し (新規宣言事業所・既宣言事業所とも) ・リモートによる初回面談186名実施。営業、 て、訪問時に禁煙教室の実施勧奨。 ・キャンセル理由を精査し、リモートでの初回面談を推進 介護職等、業種柄、実施が困難であった対象 者に実施することができた。 (被扶養者) する。 ·集団学習17社実施。(8月末) ・支部への来所による特定保健指導を推進する。 ・独自集団健診時の特保初回面談の確実な実施。 ・チャレンジ宣言で禁煙を掲げている事業所9 ・講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ 3社へ、禁煙教室の案内送付。8事業所から (その他) 特保の実施を働きかける。 問い合わせあり、2事業所決定。 ・県・市町村と連携し、町村へ被扶養者の特定保健 ・特定保健指導対象の喫煙者に対する禁煙指導を強化 指導の委託契約が出来るよう働きかける。 し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。 (被扶養者) ・独自集団当日の特定保健指導初回面談が (被扶養者) できる2機関と契約。 ・協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談 ・長野市内特定保健指導対象者に対して、実 を分割実施する。 施機関に加えて支部来所相談の案内送付。 ・長野市等特保対象者が多い地域の未利用者に対し、公 ・朝日村に加えて今年度初めて松川町と個別 民館等を活用し協会指導者による特保を実施する。 契約。 ・県・市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委 託拡大を図る。 (その他) ・偶数月に保健指導者研修会実施。

・昨年度実施したコロナの影響アンケート結

果を分析、とりまとめ。12月に学会報告予定。

## (2-4)戦略的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応
iii)	重症化予防対策の推進		
1	○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 予定人数 1,340人 ・生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月 以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文 書を送付後、その翌月に支部から二次勧奨文書を送付した うえで、電話勧奨を行う。 ・血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施する。 ・特定保健指導対象者で受診勧奨対象者への事業所訪問を実施する。 ・事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応(受診勧奨、受診環境整備等)を働きかける。 ・未治療者に対して、次回の健診結果に注目させ再び要治療と判定された場合には確実に医療機関を受診するよう、前回の健診受診月の前月に文書勧奨を行う。 ・(生活習慣病予防健診契約機関でかつ、)保健師が在職している特定保健指導委託健診機関に対し、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる者の情報共有を図り、受診への行動を促す。 ・健診機関による未治療者への受診勧奨の実施状況をまとめ、ガイドラインを策定する。(支部調査研究事業) ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 11.8%以上	・文書勧奨を実施した。 一次勧奨対象者のうち、支部での二次勧奨は二次勧奨域者だけだったが、一次勧奨域者への勧奨も開始した。勧奨文には、脂質値の情報も追加した。 (一次勧奨域 2,653名、二次勧奨域 496名) ・二次勧奨域者のうち、受診状況の回答がない者へ電話による受診勧奨を実施した。(244名) ・二次勧奨者のうち、電話により接触ができなかった者の勤務先へ訪問案内の送付。(11名訪問) ・三次勧奨の実施。(222名) 三次勧奨が象者で、今年度の健診受診予定が確認できた者については、健診機関と情報連携し、受診につなげた ・ガイドライン策定のため、健診機関に対し受診勧奨状況調査実施。	・当協会からの受診勧奨前に自ら医療機関を受診する方は約66%いるが、受診勧奨をしても受診しない方には行動変容を促すことが必要である。協会のみならず様々な方向からの働きかけを行う。上期の取り組みを継続して実施する。 ・引き続き対象者への文書、電話、訪問勧奨を行う。 ・職場内での受診環境整備を促進するため、長野労働局との連名で事業主あて文書を送付する。 ・健診機関ごとの受診勧奨状況をまとめ、ガイドラインを策定する。健診機関担当者会議(2月)で提供する。
2	○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」(松本市との共同事業)を継続実施する。 ・市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。	・令和2年度に引き続き、松本市が実施する保険薬局薬剤師による重症化予防プログラムに参加した。参加医師からプログラム参加が必要と思われる受診者へ声掛け中・9月1日付 松川町と重症化予防事業の委託契約締結。14名へ勧奨文送付。9月中の希望者なし。	・プログラムの参加者数が少なく拡大を図っていく。 そのためには、本プログラムの意義について医師と 患者の理解が必要であり、松本薬剤師会及び松本 市と連携して医師に働きかけを行う。 ・各地域の糖尿病性腎症重症化予防対策検討会等 に参画し、連携した事業展開を検討する。 ・松川町の実施状況確認。

## (2-4)戦略的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応
iv)	)コラボヘルスの推進		
1	○健康づくりチャレンジ宣言(健康宣言)事業の推進 ・健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。 ・後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標(健診 受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の 減少率、要治療者の医療機関受診率、後発医薬品使用 割合)の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、 健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。 ・県内の商工会議所をはじめ、各関係機関と連携し、事 業主等へのセミナーを開催する等の啓発事業を行うこと により健康経営の地域的な広がりを推進する。 ・健康宣言事業所数 950事業所以上	【令和3年9月末 937事業所】 (上期95事業所の宣言あり) ・民間企業と健康づくりチャレンジ宣言の拡大 に向けた連携の覚書を上期で新たに5社(合 計6社)と締結。 ・県内商工会議所、覚書締結企業と連携した 健康経営セミナーを8回実施。 ・サキベジ推進協議会主催のセミナーにて、健 康経営優良法人と健康宣言について説明。	・事業所での健康づくりの重要性等を事業主等に伝え、意識変容を促すことが必要。 ・長野、伊那商工会議所との共催による健康経営セミナーの実施によりチャレンジ宣言勧奨を推進する。 ・各種広報を活用して健康経営優良法人認定事業所取組事例の紹介を通じ、認定制度の浸透を図る。 ・覚書締結企業6社と連携し拡大に向けた体制を整える。
2	○健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援 ・事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容(宣言内容)をアドバイスする。 ・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「がん対策」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計80社で実施する。 ・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」で実施する。 ・長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について啓発する。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助を行う。 ・健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう推奨し、健康経営優良法人2022認定企業を320社にする。 ・事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。	・事業所に赴いて行う講習会について5つのテーマの講座を用意した。 【令和3年9月末 講習会46社開催】 ・県も交えた「ウォーキング大賞」の開催に協力当支部作成のウォーキングアプリを改修し利用して9月から実施。県全体で1,742チーム5,211名が参加。 ・健康経営優良法人制度について、昨年度との変更点を確認した。セミナーでの説明を1回実施。 ・チャレンジ宣言事業所には、健康経営優良法人2022申請案内を送付。 ・覚書締結企業6社の無料で利用できる健康経営サポートを宣言事業所あてに案内を送付。	・健康宣言事業においては全国の協会けんぽで標準化することとなり、最低限実施すべき内容を含んだ基本モデルへの移行を行うことになる。そのため、宣言済み事業所への案内と移行に伴う事務を確実に行う。 ・次年度のウォーキング大賞の運営に関し、健康づくりプロジェクト委員会での議論に積極的に関わり、次年度の事業を検討する。 ・取り組み支援の充実のため、覚書締結企業6社と連携し各社のサポート事業を利用して、宣言事業所が取り組みを進められる体制を整備する。 ・下期に2回、事業主や担当者に向けて健康づくり情報誌の提供を行う。

### (2-5)戦略的保険者機能関係

		課題と下期対応
単 <del>川 東</del>	<del>大</del> 心(人),	
1 ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・インセンティブ制度や長野支部の健康課題やその対策を加入者及び事業主に向けて周知広報する。 ・「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽ News」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。 ・無関心層を含めて広く発信するためメディアを活用した広報を行う(本部作成予定の動画等活用を含む)。・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。 ・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。 ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 54.4%以上	被保険者カバー率 55.3%(速報値)】 ・新規に適用した766事業所に登録勧奨を文書で実施した。 ・被保険者100名以上の1事業所にオンライン面談による勧奨を実施した。 ・プレスリリースを5回実施。(ジェネリック医薬品使用状況、健診受診率等、健診結果の全国比較、インセンティブ制度認知率、血糖リスク分析) ・インセンティブ制度を説明したマンガを作成し健康保険委員に配布。ホームページにも掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手掲載しまったページに手通さる広報を実施(MERPは	加入者一人ひとりに届く広報をすることが課題。 健康保険委員を通した情報提供と支部からの広い発信を軸とする。 ・新規に適用となった事業所には健康保険制度を周知する必要もあり健康保険委員の登録勧奨を確実に行う。 ・健康保険委員の表彰及び研修会を開催し活動の充実を図る。 ・積極的にプレスリリースを活用する。(下期:3回) ・上期に作成したマンガを基に「長野支部の健康課題」をテーマにしたマンガを新たに作成する。インセンティブ制度の周知と共にホームページ等を利用し広報を実施する。 ・下期に提供予定である本部作成の広報ツールを活用する。
<ul> <li>②ジェネリック医薬品の使用促進 〈医療機関・薬局へのアプローチ〉 ・医療機関・薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付し、主要な医療機関等は個別に訪問することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。 ・アンケート文書を工夫し「お知らせ」送付を希望する医療機関を増やす。</li> <li>・医療機関、調剤薬局に対し「医薬品実績リスト」を案内し活用を促す。</li> </ul>	【令和3年5月末 82.2%】 ・「お知らせ」の送付希望の確認方法をオプトアウト方式に変え、拒否回答のあった医療機関以外を送付対象として送付医療機関が大幅に増加した。 ・1,236医療機関及び961調剤薬局あてにジェネリック医薬品使用状況を可視化したお知らせを送付した。	・ジェネリック医薬品使用割合の伸びは鈍化しており、地域別、年代別、医療機関等など、次の通り訴求対象を明確にした事業を展開する。ただ、製薬メーカーの不祥事があってから、行政の立入検査等が行われ品質確保に取り組んでいるところであり、安定供給もこれからというところである。 (次頁へ)

### (2-6)戦略的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	課題と下期対応
2	○ジェネリック医薬品の使用促進 〈加入者へのアプローチ〉 ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスや希望シール の配布事業を継続実施する。 ・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化 と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、 新生児の親を対象に広報誌を贈呈する。 ・薬局を通じて患者にお薬手帳カバーとジェネリック医薬品希望シール、Q&Aを配布する事業を継続し、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬の防止を図る。 ・適正受診の啓発及びジェネリック医薬品使用を促進させるため、県薬剤師会や市町村、関係団体と連携してセミナーを実施する。 〈その他の取組〉 ・ジェネリックカルテ等のデータを活用し、低使用割合地域対策を実施する。 ・ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。 ・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用し、団体名でのポスター、啓発文書作成により加入者や医療提供者に対する働きかけを行う。 ・ジェネリック医薬品使用割合 81.9%以上	・アルクマを用いた改良版お薬手帳ホルダーと ジェネリック医薬品希望シールを作成した。 ・新生児の親を対象として広報誌とジェネリック 医薬品希望シール、Q&A冊子を2,477件送 付した。 ・ジェネリック医薬品について医師や薬剤師等 の各分野の専門家の意見をまとめた冊子を作 成するため準備を行った。 ・加入者に向けたジェネリック医薬品軽減額通知 サービスは、本部において上期の実施を取りやめ た。 ・長野県内の地域毎に使用割合の差がある要 因を分析した。地域毎の状況について、県医師 会及び松本市医師会、諏訪市医師会に情報提 供を行った。 ・事業所健康度診断カルテにジェネリック医薬 品使用割合を記載し、事業所に配布した。 ・アルクマを用いたジェネリック医薬品・アルクマを用いたジェネリック 医薬品使用促進連絡会にも情報提供した。	①地域別の対応として、未だアプローチをしていない比較的低調な地域の薬剤師会等に情報を提供する。 ②年代別の対応として、引き続き新生児の親への働きかけを行う。 ③医療機関への対応として、処方量が多い医療機関への訪問等により協会事業への理解を求めるとともに、県医師会との情報共有を継続する。本部において、今秋のジェネリック医薬品使用状況の各種データの支部への提供を見合わせたことから、可視化したお知らせも次春とする。 ・協会けんぽの概要と医療制度の仕組みと合わせたジェネリック医薬品使用を含む医療費適正化を目的に、社会保障の担い手である大学生に対するセミナー等を開催する。 ・上期で作成したお薬手帳ホルダーとジェネリック医薬品希望シールを薬局等に配布する。 ・専門家の意見をまとめたジェネリック医薬品の冊子を完成させる。
3	○地域の医療提供体制への働きかけ ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、医療データ等を活用しながら、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくり等について、データに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する体制を維持する。・協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。	・10圏域のすべての地域医療構想調整会議に 健康保険組合と連携し被用者保険者が委員と なっている。しかし、上期は一度も開催はなかっ た。 ・データに基づくプレスリリースを実施。 血糖リスクに関する長野支部の特徴(健診結果、 糖尿病の医療費など)	・下期に開催される予定の地域医療構想調整会議において、協会が保有するデータを有効に活用した意見発信ができるよう準備をしておく必要がある。 今後は、基礎情報として、レセプトデータに基づく医療の提供状況を地域別に集計する。

### (3)組織体制関係

重点事業	実施状況	課題と下期対応			
<ul> <li>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</li> <li>・①役職に応じた役割を理解し、能力を発揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。</li> <li>②目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。</li> <li>③目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。</li> <li>・業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。</li> </ul>	・支部の方針から「目標連鎖シート」により役職・階層毎に目標を具体化して設定した。 ・毎月進捗確認のため、「月次振り返りシート」を活用して、上司と部下の振り返りを行った。 ・業務部においては、業務グループに加えてレセプトグループにおいても「山崩し体制」を推進した。 ・山崩し体制を推進するために業務の多能化を目指し、定期的な業務学習会を開催した。	・目標進捗管理のために目標達成支援として上 司による「振り返り」を毎月行う。 ・山崩し体制のさらなる定着のための勉強会及び 情報共有を定例化する。			
② OJTを中心とした人材育成 ・新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。 ・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。	・新採2名のOJT計画を作成し、全グループの 各指導担当者がそれぞれ実施した。	・10/1付で業務ローテーションを行った若手職員のOJTを実施する。			
○リスク管理の徹底 ・コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。 ・各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実で誤りのない事務処理を実践する。 ・事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。 ・大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP(事業継続計画)対応のための研修や訓練を実施する。	・毎月の自主点検により個人情報の取り扱い及び情報セキュリティを中心に確認を行った。 ・7月に「事務処理誤りゼロ月間」を設定し、毎日の朝礼及び騎乗へのポップ設置により、支部全職員に対してマニュアル通りの事務処理の意識づけを行った。 ・上期の事務処理誤りは発生なし。 ・支部独自の「コンプ ライアンスNews」の発行により他支部及び他者事例の共有により注意喚起を行った。	・支部研修実施計画に沿って、研修を実施する。 ・ビジネススキル研修(10月) ・情報セキュリティ研修(10月) ・支部独自研修(問題解於、ナッジ理論)(10月、1月) ・個人情報保護研修(11月) ・コンプライアンス研修(1月) ・メンタルヘルス研修(2月) ・10月と2月に「事務処理誤りゼロ月間」を設定する。 ・引き続き、月例の「自主点検」及び「コンプ・ライアンス News」により個人情報、情報セキュリティの適切な取り扱いとコンプ・ライアンスの順守に対する意識づけを継続する。			
○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。 ・公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一般競争入札案件の過去の入札状況を検証し、必要に応じ個別案件単位で一者応札を回避するための対策を実施する。・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を対前年度5%削減させる。 ・一般競争入札に占める一者応札案件の割合 20.0%以下	【令和3年9月末 一者応札案件 0%】 ・6件の一般競争入札に対し一者応札案件はなかった。 ・光熱費、消耗品費については、支部職員に毎月の消費状況を見える化した資料を掲示板に公開し、重点取組事項を掲出し、削減に努めた。	・上期に引き続き、仕様の限定緩和や余裕を持ったスケジュールの設定及び過去参画業者への入札呼びかけなど、一者応札を回避できるようにする。 ・光熱費、消耗品費については、引き続き、月次消費情報の共有と重点取組事項を管理職間で共有し、朝礼及び掲示板において支部職員に対して徹底する。			

# (4)令和3年度KPI一覧(重点業績評価指標※Key Performance Indicator)

区分		施 策	項目	令和3年度目標	上期目標	上期進捗(推計値)	進捗状況
	1	サービス・少淮ウト	サービススタンダード	100%	100%	100%(9月末)	達成
	1	サービス水準向上	申請書郵送化率	96.8%	96.8%	96.4%(9月末)	未達成
基	2	効果的なレセプト	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検査定率	0.304%	0.304%	0.311%(8月末)	達成
留 的 保	2	点検	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	3,137円	3,137円	4,022円(8月末)	達成
基盤的保険者機能	3	柔道整復療養費 の照会強化	柔道整復施術で3部位、月15日以上の申請割合	0.92%以下	0.92%以下	0.90%(8月末)	達成
機能	1	返納金債権発生	資格喪失後1か月以内の保険証回収率	94.98%	94.98%	90.51%(8月末)	未達成
	4	防止	資格喪失後受診にかかる返納金債権回収率	51.02%	25.51%	36.67%(8月末)	達成
		被扶養者資格の 再確認	被扶養者資格確認書の提出率	93.2%	_	_	(下期実施)
			生活習慣病予防健診受診率	58.4%	30.6%	29.05%(9月末推計)	未達成
	1	特定健診	事業者健診データ取得率	15.5%	2.9%	1.89%(9月末推計)	未達成
			被扶養者特定健診受診率	33.2%	11.0%	10.15%(9月末推計)	未達成
戦	2	此 <i>一口 [7</i> 卦][七)首	被保険者の特定保健指導実施率	29.4%	10.6%	11.1%(9月末推計)	達成
的保	2	特定保健指導	被扶養者の特定保健指導実施率	22.3%	10.0%	16.5%(9月末推計)	達成
戦略的保険者機能	3	重症化予防	受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	11.8%	11.8%	11.5% (7月集計)	未達成
機能	4	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	950事業所	910事業所	937事業所(9月末)	達成
	5	広報活動	全被保険者数に占める健康保険委員カバー率	54.4%	54.4%	55.2%(9月末推計)	達成
		ジェネリック医薬品 使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(R4.3診療分)	81.9%	81.9%	82.2%(5月診療分)	達成
		地域医療体制への 働きかけ	効果的な意見発信	発信する	発信する	発信なし	未達成
組織 体制	П	コスト削減	一者応札案件の割合	20.0%以下	20.0%以下	0%(9月末)	達成
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				わる項目		

※色のついた頃目はインセンティフ制度に関わる頃目